

質問書(施設名：県北青少年の家)

No.	日付	資料名	ページ	項目番号	質問項目名及び内容	回答	回答日
1	8月7日	募集要項	1	3	<b>指定期間について</b> 指定期間が5年間から3年間に変更され、雇用が不安定になると考えられますが、指定期間を短縮した理由を御教示願います。	近年の急激な物価高騰による受託者のリスク負担軽減の観点から3年としたものです。	8月27日
2	8月7日	募集要項	4	7 (5)	<b>申請書類について</b> 申請書類の中に法人登記簿謄本又は登記事項証明書、納税証明書がありますが、仮に3つの青少年の家全てに申請する場合、それぞれに原本を添付する必要があるか御教示願います。	施設ごとの申請となるため、それぞれに原本を添付願います。	8月27日
3	8月7日	概要		(2)	<b>施設の概要について</b> 青少年の家は、宿泊室はもとより事務室にも冷房設備がないことから、近年の猛暑により体調を崩す職員も生じております。令和7年7月1日から改正労働安全衛生規則が施行され、職場における熱中症予防対策が強化されておりますが、指定管理者では対応に限界があり、冷房設備等は県において設置すべきものと考えますが、労働安全衛生に対する県の考え方を御教示願います。	職員が健康に勤務するための勤務環境の改善に向け、冷房設備の整備については、利用者及び職員の健康管理の観点からも、その必要性は十分に認識しているところであります。しかしながら、冷房設備を設置する場合、受変電設備の改修が必要となるため財源の確保が課題となっており、今後、教育委員会所管施設全体の整備計画の中で、優先度を検討しながら整備について検討してまいります。	8月27日
4	8月7日	管理運営業務仕様書	3 (県北は4)	10 (1) (県北は11 (1))	<b>リスク負担について</b> 「物価変動」及び「県以外の要因による運営費の膨張」は従前どおり指定管理者の負担とされておりますが、令和4年度以降消費者物価指数が上昇し、この傾向は今後も続くことが予想されるなど、指定管理者が始まった当初と明らかに経済情勢が異なっております。また、状況の変化によっては、想定を超えるインフレもあり得ると考えられます。このことから、これらのリスクは協議事項とすべきと考えますが、県の考え方を御教示願います。	県と指定管理者の間におけるリスク分担については、業務仕様書に記載のとおりとします。ただし、新型コロナウイルス感染症対策のような社会的に影響の大きい事象が発生した場合、別途指定管理料の調整を行う場合があります。	8月27日
5	8月7日	管理運営業務仕様書	5 (県北は7)	18(1) (県北は20 (1))	<b>県が支出する管理料金の考え方について</b> 「県民へのサービス提供の質が低下することがないよう、一定の管理料を支払う」とありますが、今回の上限額の科目別等の積算内訳を御教示願います。	別紙参照	8月27日
6	8月7日	業務仕様書 参考資料	別添		<b>特定県契約に係る特記事項について</b> 県が締結する契約に関する条例第7条第1号において、受注者及び下請負者等は最低賃金額以上の賃金を支払うとされておりますが、参考資料で示されている管理運営経費の総額の中に再委託に係る人件費の上昇分が見込まれているのか、見込んでいる場合はその率について御教示願います。	運営・維持管理費相当委託料は、これまでの実績や昨今の物価上昇率等を踏まえ算定しています。	8月27日
7		参考資料		(2)	<b>管理運営経費について</b> 管理運営経費総額の1年あたりの上限額は3箇年とも同額とされておりますが、消費者物価指数が令和4年度から上昇しており、指定管理期間中もこの傾向が続くと考えられます。 青少年の家は、県北青少年の家のスケート場を除き利用料金制を採用していないことから、物価上昇分を利用料金の引上げにより填補することができません。 については、指定管理期間における各年度の上限額を同額にした理由を御教示願います。	指定管理料については、人件費や物価の高騰等の影響を鑑み、前回の指定管理者選定時と比較して積算額を増額しており、定額であることで、予算計画を立てやすく、効率的に施設の管理運営ができると考えます。	8月27日
8	8月7日	参考資料		(2)	<b>管理運営経費のうち、「スケート場利用料金収入」について</b> スケート場利用料金収入の4カ年平均は3,573,202円ですが、指定管理期間の利用料金収入はそれを上回る3,808,000円を見込むように設定されています。 過去4カ年平均を上回る額とした根拠を御教示願います。	・利用料金収入については、利用件数の平均値と令和7年度単価を参考に積算したものです。	8月27日